

○ 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に関する質疑

【質問のポイント】

1. 能登半島地震関連

- ・ 営農再開の状況と今後の対応について
- ・ 農業機械や施設の改良復旧について

2. 基本法改正関連

(1) 基本法改正の方向性について

(2) 農業生産基盤の整備及び保全について

- ・ 基幹施設の計画的な更新の進め方
  - ・ 基本法における「保全」の概念
  - ・ 電気料金高騰対策
  - ・ ナガエツルノゲイトウ駆除対策、支援
  - ・ 維持管理への支援の充実、土地改良区の運営基盤の強化の進め方
  - ・ 麦、大豆等増産のための生産基盤整備制度の充実
  - ・ ため池の防災・減災対策の推進、排水計画基準の見直し
  - ・ 土地改良関係予算の確保、体制強化、定員確保
  - ・ 土地改良工事での超過勤務の上限規制への対応
- (3) 多面的機能支払制度の今後について

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（滝波宏文君） 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎雅夫君 おはようございます。自由民主党の宮崎雅夫でございます。質問の機会をありがとうございます。

○副大臣（鈴木憲和君） 御質問ありがとうございます。

奥能登四市町村のまづ稲作につきましては、五月以降、既に田植が始まっているところでありまして、現時点では、令和五年の水稲作付面積、全体で約二千八百ヘクタールのうち、その六割に当たる約千六百ヘクタールで水稲の作付け再開を見込んでおります。

石川県内におきましては、一般的に田植は五月上旬でありますけれども、六月上旬までその時期を遅らせることも可能と伺っております。六月上旬に田植を行う場合は、まだ育苗の調整を行うことができるため、それまでに可能な限り農地の復旧を推進をして、より多くの面積で水稲の作付けが再開できるように現地と連携をしてまいります。

その上で、どうしても水稲の作付けを断念をせざるを得ない場合においては、被災者の生活と生業支援のためのパッケージに基づきまして、麦、大豆等の他作物を作付けする際の種子等の購入支援や水田活用の直接支払交付金の活用といった支援を講じてまいります。

さらに農地に行きたくための道がなかなか開通をしていないなか、若しくは集落



議員の質問に答える鈴木農林水産副大臣

ごと皆さんで避難をされていたり、なかなか現状として農地で農作業をするということが難しいという場合においては、農業法人等が被災農業者を一時的に雇用していただいて農作業に従事をしていただきます。その場合の支援等を実施することとしており、各種支援を重層的に講じてまいります。

これらの支援策がしっかりと被災者の農業者の皆様は御活用いただけるように、現地において、県、JA、農林水産省の職員が常駐をいたしました相談窓口を今現在五か所設置をしております。農業者の個別の相談を受けて、事業申請手続の伴走支援を行っているところであります。

○宮崎雅夫君 鈴木副大臣から現状と今後の対応についてもお話しただいたわけでありまして、やはり何も植えられないというのは、一作空いてしまうのは非常に次の再開に向けてまた難しくなる部分もあると思っておりますので、六月まで水稲の栽培もというお話でしたし、どうしても駄目な場合は大豆、麦というようなお話もございました。是非、全力で引き続き取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次の質問に移りたいと思っておりますけれども、同じく能登半島地震の関係でありますけれども、坂本大臣に予算委員会でも土地改良の関係についての、改良復旧につ



いての取組も予算委員会でお伺いをしたわけでありませうけれども、熊本地震の例もお話をいただきました。被災状況に応じて改良復旧にも取り組んでいきたいという旨をお答えをいただいたわけでありませうけれども、能登半島の被災地にお伺いをして被災状況を見せていただいたり、担い手の皆さんとも意見交換をさせていただきましたけれども、担い手の皆さん方からは、地震の発災後、例年以上に農地を任せたいと、やってほしいというお話が来ているということでございます。

先ほどの鈴木副大臣の最後のお答えでも、農業法人が雇入れをするというようなお話もございましたけれども、それで、農地、水路、パイプライン、そういうハード面での施設の復旧はもちろんやっていただきたいわけでありませうけれども、収穫した後、乾燥機、そういった機械なにかについても、担い手の方からすると、これからやってくれと言われていけると。生産拡大をやつぱりしていかないとけないという状況であれば、現状の能力以上のものをやつぱり導入をしたいというお話を幾つもお伺いをしたわけでありませう。

これも、言わば改良復旧の取組の一つだと思えますけれども、このような場合についてはどういふ対応が可能なのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（村井正親君） お答え申し上げます。

被災した農業用機械や農業施設の再建、修繕等を支援する農地利用効率化等支援交付金の被災農業者支援タイプでございますけれども、被災前の状態への復旧を支援する事業ということになります。ただ、被災前の状態への復旧のため費用との差額を自己負担していただ

れば、機能向上した農業用機械等を導入することも可能となっております。

また、個々の経営体で被災した農業用機械等を個別に復旧するのではなく、担い手を中心として被災農家が集まり、地域の共同活動により農業を継続しようとする場合、個々の被災農業用機械の復旧に要する費用を上限に機能向上した農業機械を導入することも可能となっております。

こうしたことについて、被災された業者の皆さんに引き続き周知をするのと、個別具体的な要望をきちんと踏まえながら、営農再開を支援してまいりたいと考えております。



答弁する村井経営局長

○宮崎雅夫君 局長からお話しいただきましたけど、現在でも取り組める部分はあるわけでありませうので、相談窓口のお話もございましたので、是非相談にしっかりと乗っていただきたいと思えますし、今の能力を超える部分と、それは復旧ででき得ると、その超える部分についてハードルが幾つかあると思えますけれども、そのハードルなくとも、既存の事業とのある意味アロケ的な考え方でもってやっていると、今後は是非検討していただきたいというふうに思えます。

それでは、基本法の改正の関係について質問していききたいと思います。

御案内のとおり、制定以来、二十五年ぶりの改正ということで、生産者の皆さん方を始め農業関係者の皆さん、改正後、国はどういう農政を目指すんだらうと、大変もちろん興味を持っていただいているわけでありませうし、特に、これから我が国の農業を担っていただく若い農業者の皆さん、そのまた次の皆さん方が夢と希望を持って取り組んでいただけるような環境をつくっていかないとけないというところであります。

また、価格については、この委員会でもこれまで大分議論があったわけでありませうし、環境と調和の取れた持続的な農業、これを進めるにしても、やはり消費者の皆さんの理解は不可欠であります。消費者の役割についても、改正案でも大分追加をされているところでありませう。

そこで、坂本大臣から、この生産者、特に若い生産者の皆さんでありますとか消費者の皆さんに、期待も込めてということになると思えますけれども、大臣からは是非メッセージをお願いしたいと思います。

○国務大臣（坂本哲志君） 今後、農業者が急減する、急激に減少することが避けられませう。そういう中で、将来にわたって持続的に食料が供給されるようにするために、収益性の高い農業経営の実現を図ることが重要であるというふうに考えております。

そのため、改正案の基本理念に、農業の生産性の向上と付加価値の向上を図ることで農業の持続的な発展を図る旨を位置付けております。

これを踏まえまして、農業者の方々には、需要に応じた生産に取り組んでいただくながら、農業経営管理能力の向上、

それから農産物のブランド化による付加価値向上や輸出による販路拡大、そしてスマート技術やサービス事業体の活用等による生産性の向上等に積極的に取り組んでいただくということを期待してまいります。

そして、持続的な食料供給を可能にするためには、最終的には、委員おっしゃいますように、消費者の購買活動によって支えられることが必要であります。そのため、改正案におきまして、この十四条の中で、消費者の役割といたしまして、食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることを位置付けております。

これを踏まえまして、消費者の皆さん方には、食品ロスの削減や環境負荷低減に係るコストを考慮して食料を選択していただくというふうなことをお願いするところでございます。持続的な食料供給のために必要となる合理的な価格についても理解を深めていただきたいと思いますというふうに思っております。

こういった行動を今後、消費者の皆さん方にも期待してまいります。



議員の質問に答える坂本農林水産大臣

○宮崎雅夫君 大臣からメッセージもいただいたわけでありませうけれども、是非、この基本法の改正というのは非常に大きな機会でもありますので、是非、それぞれの関係の皆さんですね、ほかにも関係

の皆さんたくさんいらつしやるわけでありませうけれども、今回の改正について改めて日本の農政を、農業、農村を考へる機会にしたいだければと思ひますし、大臣始め皆様方にもいろんな形でメッセージを是非発信をしていただければと思ひます。

次に、今回の基本法改正案の第二十九条、農業生産の基盤の整備及び保全と、地域の農業、農村を支える縁の下の方力持ちと言へる土地改良について焦点を当ててお伺いしたいと思います。

まず、施設の老朽化が進行いたしましたので、ストックマネジメントを今後更に進めていく必要がある中で、防災・減災の視点も含めて、今回の改正で、整備、これに加えて保全を明示的に追加して位置付けることは大変重要なことだと思つております。

予算委員会においても総理から、ハードそれからソフトの対策を進めていくというふうにお答えもいただいたわけでありませうけれども、ハードについては、基幹的な施設が先ほど申し上げましたように老朽化が相当進んできている状況では、長寿命化の取組はもちろんでありませうけれども、機能診断によつて更新が必要な基幹的施設は計画的に更新整備ができる仕組を国としてもしっかりと整えていく必要があるというふうと思ひます。突発事故に対する仕組みはあるわけでありませうけれども、事故が起きる前に対応することがもちろん基本であるわけでありませう。

また、火曜日の参考人質疑で東大の中嶋先生から投資の減少について、これ土地改良についても関わる部分でありますけれども、基幹施設については公共インフラの側面もあるわけでありませうから、更新整備をやはり計画的に進めていかな

いといけないというふうにも思つております。

基幹的施設の計画的な更新についてどのように進めていくのか、農水省のお考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（長井俊彦君） お答えいたします。

食料生産の基盤である基幹的な農業水利施設は、その過半が標準耐用年数を経過している、超過しているとともに、近年、突発事故が増加している状況にあることから、これらの機能を適切に保全していくことは食料安全保障上も大変重要だと認識しております。

このため、施設の補修や更新を計画的に実施していくことはもちろんのこと、施設の集約、再編によるストックの適正化、省エネ化や再エネ利用、ICT等新技術の導入等を推進してまいります。

あわせて、計画的な施設の更新を進めやすくするための仕組みなどについて、関係者の御意見も幅広く伺いながら、土地改良法の来年の通常国会への改正案の提出を視野に検討を進めてまいります。

今後とも、必要な予算の確保に努めるとともに、事業

開始手続などの制度の見直しを行つて、施設の補修、更新を計画的に推進してまいります。

○宮崎雅夫君 今局長から、来年の土地改良法の改正も視野にとつてお話しもあ



答弁する長井農林振興局長

ました。それに至るまでに、関係者の皆さん、いろんなやはり課題を抱えておられるわけでありませうので、今御答弁いただいた方向の中でもしっかりと関係の皆さん方の御意見を聞いていっていただいで、議論を深めていただければと思ひますし、私も私の考えを述べさせていただきますというふうにも思つております。

それから、ソフトでありますけれども、土地改良施設の保全ということには日頃からの適切な維持管理がもちろん必要なのであります。この保全の中には維持管理の概念が含まれていて私は理解をしておりますけれども、そういうような理解でよいのか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人（長井俊彦君） お答えいたします。

近年、農業水利施設の老朽化が進み、突発事故の発生が増加していることに加え、農村人口の減少、高齢化により、施設の点検操作や、草刈り、泥上げ等の共同活動が困難となる地域も増加しております。こうした状況下においても生産活動が維持されるよう、農業水利施設等の保全も適切に図つていく必要があります。

このため、農業生産の基盤の保全に必要な施策を講ずることを基本法改正案第二十九条に明記したところであります。

この保全とは、農業的利用が可能となるよう農業水利施設等の農業生産基盤の機能を保つことであり、委員御指摘のとおり、施設の点検や修繕、運用に係る行為である維持管理が含まれております。

○宮崎雅夫君 維持管理も保全の中には含まれていてというお話であったわけでありませうけれども、維持管理について最近の身近なちよつと課題として二つ取り上げたいと思ひます。

一つ目は、最近の電気料金の高騰というところであります。これまで政府でも取組をしていただいでおりまして、経産省の方では高圧、低圧の支援とやつていただいでいたわけでありませうけれども、今月五月は支援幅が削減されて実施をされているわけでありませうけれども、基本的に四月までだったということでありませう。農水省も支援をしていただいたわけでありませうけれども、四月までということになつております。

水田では、能登半島ももちろんそうでありませうけれども、五月に田植を行うところも多くて、一番水が必要な時期というところであります。まあこれからかんがい期間が続くわけでありませうけれども、維持管理に係る費用も、これコストになるわけでありませうけれども、農産物価格になかなか転嫁できないという中で、土地改良区も容易に賦課金を上げると、そういう状況には御承知のとおりないわけでありませう、大変厳しい状況が続いているわけでありませう。

予算委員会でも、農水省の対策の継続を含めて、五月からの対策について要望させていただいたわけでありませうけれども、土地改良施設の電気料金高騰への支援についてどういふふうになつていのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（長井俊彦君） お答えいたします。

農業水利施設の電気料金高騰対策につきましては、令和四年度からの電気料金高騰を受けて、省エネルギー化に取り組む施設管理者に対しまして高騰分の一部を補助する措置を講じてきております。この措置につきましては、エネルギー価格がウクライナ侵攻前の水準まで低下してきたこと等を踏まえ、終了することとしておりますが、本年の當農に支障がな

いよう配慮し、電力消費のピークを過ぎる本年九月末まで実施することとしております。このことにつきましては、引き続き土地改良区などの現場の皆様への周知を図ってまいります。

また、維持管理費の低減を図るためには、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利施設、農業水利システムへの転換を促す必要があり、ポンプの高効率化や施設の統廃合等によりますます省エネルギー化の取組を引き続き進めてまいります。

○宮崎雅夫君 周知をしっかりとやっていただくというようなこと、それから、局長からも最後にお話ありましたけれども、やはり省エネの取組はもう間違いなく重要であります。しっかりと取り組んでいただきたいと思えますし、まず、延長をしていただくと、御尽力に感謝を申し上げます。

これまで、農水省の支援と併せて、内閣府からの交付金で地方公共団体が独自にやっていたというのをうまく組み合わせさせていただいて対策を取られていたということもございますので、今年もその交付金、額は大分減っておりますけれども活用は可能だと思っておりますので、そちらの方の周知も是非よろしくお願ひしたいと思います。

二つ目に移りたいと思っておりますけれども、特定外来生物に指定をされて、地球上最悪の侵略植物と言われておりますナガエツルノゲイトウであります。

先生方のお手元にも資料をちよつとお配りをいただいておりますけれども、これについては、生態系でありますとか農業への悪影響、これもあるわけでありまして、繁殖力が非常に強くて、水陸どちらでも生息ができると。土地改良施設の維持管理、特に駆除と処理に、こ

### ナガエツルノゲイトウの概要

自由民主党 宮崎 雅夫  
 令和6年5月16日 参議院農林水産委員会提出資料  
 出典：農林水産省「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」  
 宮崎県大学館作成

- ✓ ナガエツルノゲイトウは、南米原産の多年草で、主に水辺に生育する抽水～湿生植物です。
- ✓ 生態系や農業への悪影響のおそれがあり、「**特定外来生物**」に指定されています。

**特徴**

- 【再生力大】数cmの茎断片から容易に発根
- 【拡散力大】茎は干切れやすく、水に浮く
- 【侵略性大】乾燥に強く、畑地などにも侵入

ナガエツルノゲイトウが河川内で繁殖した状況

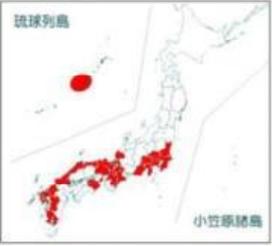




茎断片からの萌芽



陸上（道路際）に生育



琉球列島  
小笠原列島

- ・関東地方以西～南西諸島に分布（令和5年3月時点）
- ・冷帯でも分布可能なため、日本全国に広がる可能性
- ・現在、確認されていない自治体においても、今後確認される可能性

出典：侵入生物データベース（国立研究開発法人 国立環境研究所、R5年3月14日確認）



水路を閉塞し、取水・排水の障害となる 排水機場のスクリーン周辺に溜まり目詰まり

れ労力はもろろんなんですけれども、費用も相当掛かるということ、ナガエツルノゲイトウが繁殖をしております土地改良区さんにはもう本当に苦勞をしているということでありまして、私も、兵庫県のため池でありますとか

境省にお伺いしたいと思っております。○政府参考人（堀上勝君） 答えたいと思います。御指摘のナガエツルノゲイトウにつきましては、我が国で観賞用に導入されたものが野外に移出して分布域を広げて

千葉県の水路の状況を御覧いただき、去年の夏は、その駆除もお手伝いをお願いしたい。非常に大変ですが、少しでも、ぜひ、

つたと考えられておりました。現在関東から沖縄まで二十五都府県に定着をしております。ナガエツルノゲイトウにつきましては、水生植物でありまして、御指摘ありましたとおり、繁殖して水面を覆い尽くすということによって元々いる生物の生息、生育に悪影響を及ぼすということや、船の航行を阻害すると、あるいは農地で繁茂した場合には農作物への被害も引き起こしているという状況でございます。こうしたことを受けて、環境省では、外来生物法に基づく特定外来生物に指定をして、農林水産省や地方公共団体等と連携をして防除を進めているところでございます。○宮崎雅夫君 このお配りした地図にもあるとおり、今二十五都府県と、関東以西というお話でありましたけど、相当分布をしているわけでありまして。これまで、今の分布状況のお答えの後段の部分でもこれまでの取組についても触れていただいたわけでありまして、これも、このナガエツルノゲイトウの対策、それから、これはやっぱり処理についての相当費用も掛かるわけでありまして、この支援などについて、それぞれ環境省、農水省、どういう取組を行ってきたのか、今後どう考えているのかについてお伺いしたいと思います。○政府参考人（堀上勝君） まず、環境省におきましては、特定外来生物による希少な動植物、生態系への被害の防止を目的として、特定外来生物防除等対策事業交付金によって、地方公共団体による防除事業を支援しております。この交付金でございますけれども、これにつきましては、農業被害への対処を直接の目的とした支援措置ということでありませんけれども、例えば、ため池や用水路にお

ける希少な生物の保全に資するような場合の防除につきましては、支援対象としてございます。

また、ナガエツ



答弁する環境省堀上審議官

ルノゲイトウの防除手法について、環境省と農水省で共同で駆除マニュアルを作成して両省のウェブサイトで紹介をするということや、農林水産省主催のセミナーにおいて土地改良区等の民間団体を含む関係者に対してこの交付金制度について説明を行っております。

農水省等の関係省庁と連携しながら、この交付金制度の周知、地方公共団体への支援を進め、対応してまいりたいと考えてございます。

○政府参考人（長井俊彦君） 答えいたします。

農林水産省の方でございますが、今環境省の方からも御答弁ありましたけれども、環境省や農研機構等と連携いたしまして、農業水利施設を管理する方々が活用できます駆除マニュアルを作成するとともに、地方自治体や土地改良区等の担当者を中心に、地方自治体や土地改良区等の担当者を主な対象とした全国会議やセミナーを開催するなど、駆除方法、蔓延防止対策等の普及啓発を行っているところであります。

引き続き、関係省庁や関係機関と連携しながら、ナガエツルノゲイトウの駆除方法等の検討、周知に努めるとともに、今後とも土地改良区等の管理実態の把握

に努め、どのような支援が必要であるか検討してまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 是非両省で、これまで連携を取っていただいているわけであり、またすけれども、更に連携を取っていただきたいというふうに思います。

交付金もお話しいただきましたけれども、余り交付金のお話、私が行ったところでは余り聞いていないのが実態でありますので、それと、環境省の方から見られて、対応できるものとそうじゃないものの色分けがもしかしてあるかも分からないということでもあります。まずは、それぞれの部局で改めてこういう交付金があるということも周知をいただいで、長井局長からはこの対応についても検討していただけないかということでもあります。是非よろしくお願いしたいと思っております。

電気料金もこのナガエツルノゲイトウも別に改良区が何かやったから悪いということではない、土地改良区のせいでも何でもないと、要は他動的な要因によって、どうしてもやらざるを得ないという、費用が掛かってしまうということでもあります。

例えば、ナガエツルノゲイトウなんかでは、多面でも取り組めるわけでありまして、やっていただいているんですけども、その単価がなかなかやれないということも事実でありますので、是非対策を、対応を検討いただきたいと思います。

それで、次に行きたいと思っておりますけれども、今取り上げさせていただいた二つの課題について、特定の何か課題があればそれについて対応していただくということはもちろん重要なんですけども、冒頭お話を申し上げましたけれども、保全の基本というのはやっぱり日頃の維持

管理ということでありまして、施設の長寿命化のこれ取組ということも、その延長線にあるのが多いわけです。しっかりとやっていただかないといけないということですね。

それに加えて、用水だけじゃなくて排水なんかでは、農地の排水だけやっていくかというところでなくて、地域の排水もやっぱり担っているということでもあります。ゲリラ豪雨の多発ということもなこともあって、これまで以上にきめ細かい管理を土地改良区さん、やっていかないといけないということになっていくわけでありまして、先ほどお話ししましたように、なかなかやっぱり賦課金を今上げれるというのは非常に難しい状況で、苦しんでおられるということでもあります。

農水省でも、維持管理についての支援の充実をこれまでやってきていただいております。それには感謝を申し上げます。それには感謝を申し上げます。土地改良区の皆さん方からは、もう維持管理全般について交付金のようなものを是非出してくれないかと、そんな声まであるわけでありまして、更なる充実の要望というものが大きくなっているわけでありまして、私も、維持管理についての制度と

いうのは引き続ききややり充実をさせていく必要があるんじゃないかと思っております。

これらの声について、農水省としてどう考えておら



れるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（長井俊彦君） 答えいたします。

農業水利施設等の農業生産基盤は、食料安全保障の確保や農業の持続的発展を図っていく上で極めて重要であるだけでなく、国土保全や健全な水循環の維持形成にも寄与しているところであります。このため、農業水利施設の維持管理につきましては、国は、国土保全等の公益性、公益性や施設の規模等に応じて、操作、運転や点検、修繕等に要する経費の一部を補助しているところであります。

また、近年におきましては、気候変動を踏まえて、農業水利施設を活用した流域治水対策に係る補助率を引き上げたところであり、また、施設の管理水準を向上させるため、ICTの新技术の活用を支援するなど施策の充実を図っているところであります。

これらの施策につきましては、今後とも必要な予算の確保に努めるとともに、自然的、社会的、経済的諸情勢の変化等を踏まえまして、内容のより一層の充実

に努めてまいります。

○宮崎雅夫君 これから来年度の概算要求もありませんので、期待をしております。この維持管理の制度の充実と同時に、やはり施設の維持管理、水管理を行っているのは土地改良区なわけでありまして、保全の基本である施設の維持管理を担う土地改良区の運営基盤の強化に向けて是非取り組んでいく必要があるわけであり

ます。

改良区自身もこれまで合併も大分進めてきてまして、ピークからすればもう三分の一以下になっておりまして、現在、四千二百二十六団体ということになるわけでありまして、合併がなくなると、複数の土地改良区が事務を統合すると、そ

ういう取組も各地で行われているわけであり、大規模な国営事業をやっているような改良区さんは一握りでありまして、大半が中小の改良区という特徴もあるわけであります。

昨年、政府で決定をされました新たな展開方向、これでは土地改良区の運営基盤の強化についても記述をしていただいているわけでありませうけれども、農水省としてどのように強化を進めていくのか、お考えをお伺いしたいと思います。  
○政府参考人（長井俊彦君） お答えいたします。

土地改良区の運営基盤の強化に關しまして、特に小規模な土地改良区では、十分な職員が確保されておらず、経常経費も割高な傾向があることから、委員御指摘のとおり、地域の状況も踏まえながら、引き続き合併等を推進する必要があると考えております。また、規模にかかわらず、土地改良区の活動を支える人材の確保でありますとか安定的な財務基盤の確立等により運営体制の強化を進めていくことが重要であります。

こうした取組を促進するためには、土地改良区のみならず、都道府県土地改良事業団体連合会や都道府県等の関係機関が一丸となって取り組む必要があると考えておりまして、その議論の進め方について関係者の御意見も幅広く伺いながら、土地改良法の来年の通常国会への改正案の提出を視野に検討を進めてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 是非、これについても、最後にお話がありましたように、今後議論を深めていくということになりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

保全に關連して質問をさせていただいたわけでありませうけれども、もう一つ

の柱の整備、これについてもお伺いをしたいと思います。

スマート農業、この推進には圃場の大区画化と、これも必要な整備の一つでありますけれども、まだまだ進んでいませんで、水田面積の1%ぐらい、全体で二十七万ヘクタールぐらいということでありませうし、排水改良についてはまだ実は半分には届いていないという状況であります。

七日の栃木県の現地視察ございましたけれども、私も参加をさせていただきました。スマート農業に取り組んでおられるところ、前の参考人質疑の最後でも視察の報告があったわけでありませうけれども、なかなかやっぱり三反区画では大きな機械生かせないと、大区画にしたいと、そのときにも石の話が出たわけでありませうけれども、そういうお話があったり、最後にお伺いをした中山間地では、獣害の被害がないということについて、もうほとんどが整備済みで耕作放棄地がないんだというふうなお答えもあつたところでありまして、やはり整備の必要性も感じたところでありませう。

私も全国回らせていただいている中で、農地中間管理機構を活用した大区画化でありますとか集積、集約のための圃場整備事業、要望が多数上がっているという実感をしております。地域計画も今取り組まれているところがございますので、そういうのもあると思っておりますけれども、今回のやはり基本法の改正の大きなポイントには食料安全保障の確保ということでありませうので、そのためには、過度にやはり海外に依存をしております麦、大豆、こういった作物の国内での増産をしっかりとやっていくために生産基盤の整備を積極的に進めていく必要があると思っております。

に思っております。

農地中間管理機構関連の圃場整備事業を含めて、そのための圃場整備事業の制度の充実を検討すべきじゃないかと私は思っておりますけれども、農水省のお考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（長井俊彦君） お答えいたします。

食料の安全保障を確保するためには、農地整備を進めることによりまして麦、大豆等の国内生産の増大を図ることが重要であります。

農地整備事業では、暗渠排水や排水路等の整備によりまして排水条件を改善することが可能であるため、湿害に弱い麦、大豆等の作物の収量や品質を向上することが可能でありまして、田畑の整備率の高い市町村では麦、大豆の作付け率が高いといった傾向がございます。

引き続き、地域が目指す営農を後押しし、食料安全保障を確保するため、地域の意向を踏まえながら、水田の汎用化や畑地化、かんがい施設の整備等をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 今、圃場整備では、所得を上げていこうというところでハードルが設けられているわけでありませうので、また違う意味での食料安全保障の要は土地利用型の作物、今申し上げたように、輸入に相当依存している部分をやっぱり増やしていかないといけないわけでありませうので、私が申し上げたいことは局長もよく分かっているとおもいますけれども、そういうことをもつとやっぱ進めていかないと食料安全保障にはつなげていかないと、いかにいけな、いかにいけな、是非その辺りの制度も検討を引き続きいただければと思っております。

ちよつと、大分時間が過ぎてまいりましたので、済みません、ちよつと一問飛ばさせていただきますまして、ため池の關係についてお伺いをしたいと思います。

防災・減災についても改正案の中でも入っているわけでありませうけれども、農業用のため池については、防災・減災、これの対策については、平成三十一年のたため池管理保全法、令和二年のたため池工事特措法の制定によつて制度面で大分充実が図られてきました。防災・減災、国土強靱化のこれ予算も活用して推進をされているわけでありませう。

全国では今、防災重点農業用ため池、五万三千か所あります。必要な対策はどの程度これ進んでいるのかということ、また、令和三年の土地改良法の改正によつて豪雨対策、これも急務で行われるようにしていただいて、制度の充実も図られてきておりますけれども、農水省のお考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（長井俊彦君） お答えいたします。

防災重点農業用ため池につきましまして、令和二年十月に施行されましたたため池工事特措法に基づきまして、防災工事等の集中的かつ計画的な実施を推進しているところでありませう。防災工事につきましまして、令和十二年度末までに約八千八百か所を実施することとしておりませう。



て、令和四年度末までに完了したものと含めまして、約三千三百か所で着手済みであります。

また、近年、ため池決壊のほとんどが豪雨によるものであることから、今年度から洪水吐きの改修など豪雨対策の先行整備を可能とし、ため池防災工事の加速を図ることとしていただいております。

さらに、緊急時の迅速な避難行動につながる観点から、ハザードマップ等の作成を進めておりまして、令和四年度末までに防災重点農業用ため池約五万三千か所のうち約四万八千か所で作成済みでございます。

引き続き、こうしたハード、ソフト両面の取組を推進いたしまして、必要な予算やため池の防災・減災対策に資する手引の作成等によります技術支援というのも努めてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫 是非これからも進めていただきたいと思いますが、防災・減災、国土強靱化の取組については、御案内のとおり、来年度までということでありませぬ。法律も改正をされて、実施中期計画、これを策定を今後していくということになると思いますので、農水省としても更に取組をしっかりと積極的に行っていくべきだと思います。

ちよつとまた一問飛ばさせていただきます、次に行きたいと思っておりますけれども、今、保全と整備関係についていろいろお話を伺いましたわけでありまして、けれども、やはり、これからそういった必要な施策を進めていかないといけないわけでありまして、必要な予算、これも確保していかないといけないということでありまして。

本年度は、当初で四千四百六十三億円、

昨年度の補正予算を合わせて六千二百四十億円を確保いただいたと。坂本大臣始め農水省の皆様方には感謝を申し上げます。これは私だけじゃなくて、全国の土地改良関係者の皆さん方もそう思っておるわけでありまして、来年度以降についても是非引き続き予算の確保については御尽力をいただきたいと思っておりますが、最近のやはり懸念をしておりますのが、最近のやはり資機材の高騰、人件費、この上昇を踏まえれば、相当増やしていかないと公事業がマイナスになってしまふということ、そういうおそれもあるんじゃないかなと思っております。

そこで、来年度以降の予算確保に向けて、大臣の意気込みを是非お伺いしたいと思っております。

○国務大臣（坂本哲志君） 世界の食料需給が不安定化をしている中で、食料を安定的に供給していく、そのためには農業生産基盤の強化を図る、そして農業農村整備事業、NN事業を充実させていくことは大変重要であるというふうにお考えしております。

現在、農業農村整備事業につきまして、地域におけるニーズが高まっている一方、足下では、今委員御指摘のように、資機材を含めて物価高騰による影響があることから事業量の確保が大きな課題というふうになっております。

こうした状況もしっかりと踏まえながら、農業農村整備事業を着実に推進することができるよう、必要な予算の確保に全力を傾けてまいりたいと思っております。

○宮崎雅夫 大臣から全力で取り組んでいくと大変力強いお答えをいただきました。ありがとうございます。我々もしっかりと応援をさせていただきます。

っております。土地改良予算はもちろんなんですけれども、この委員会でも委員の先生方から、もちろん全般について、農業全体の予算ですね、必要な予算確保についてのお話もあつたわけでありまして、私からもその点についても改めてお願いを申し上げます。

そして、予算の確保、これはもう大事なことは間違いないんですけども、それを適切に執行していくというための農水省の体制の強化と必要な人員の確保、これもやっぱり必要なことだということに思っています。

先月の二十五日でありますけれども、党の行政改革推進会議で提言を取りまとめまして、岸田総理にお渡しをしたところであります。私は、公務員制度改革に關するPTの副座長を務めさせていただいて、その部分の提言の取りまとめを担わせていただいたわけでありまして、重要課題に柔軟に対応するめり張りのある組織定員管理の実現も盛り込ませていただいております。

まさしく、食料安全保障についての対応でありますとか能登半島地震も含めた災害対応ということについては、農水省が求められている重要な業務だと思っております。それについては定員削減分を大幅に増員するなどの思い切った対応が必要じゃないかなというふうに思っています。

さらに、農水省はこれまで、定員削減計画においても政府全体を上回る大幅な削減をこれやっていくわけでありまして、このままのペースで削減が続いていけば、こういった重要課題、これからやっていかないといけないことだけじゃなくて、そもそも農水省がやらないといけない仕事ができるのかなとちよつと危惧があるところであります。

そこで、これから、概算要求もそうでもありますけれども、組織定員要求ということもあるわけでありまして、改めて伺いますか、再び大臣の意気込みをお伺いしたいと思いますし、それから、平成二十六年に閣議決定をされております機構・定員管理に關する方針も十年目ということでありまして、現行の政府の定員合理化計画は本年度で終了ということでありまして、今後、次期計画を策定することとなると思っておりますけれども、農水省のこれまでの定員合理化の取組も踏まえて、食料安全保障でありますとか災害対応といった重要政策の対応が必要なのか、内閣人事局にもお伺いをしたいと思います。

○国務大臣（坂本哲志君） 御質問ありがとうございます。

食料・農業・農村基本法の改正案を成立させていただきましたならば、政府としては、これに基づきまして食料・農業・農村基本計画を策定いたします。その中で基本法に定める施策の具体化を行ってまいります。その上で、基本計画に定めず施策を的確かつ着実に進めていくためには、予算だけでなく、定員についてもしっかりと確保することが重要であるというふうに考えております。

今後とも、食料安全保障の強化、それから、災害対応を始めとした農林水産行政の課題がある中で将来の業務運営に支障が生じないように、必要な定員の確保に向けて、こちらも先ほどのNN予算と同様に全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

○政府参考人（阪本克彦君） お答え申し上げます。

国の行政組織の定員合理化の取組につきましては、これは、政府横断的に全て

の部門が行政需要の低下あるいは業務の見直しなどに対応しました合理化に計画的に取り組むと、そしてその捻出された合理化分を新たな行政需要や業務量の増に対応するための増員の原資とする、そういうものだと思います。

こうした取組そのものは、今後、我が国全体として人的リソースの確保が更に厳しくなる、そのように予想されている中、そういった中でも行政需要に確実に対応できるめり張りのある定員配置を政府全体として実現していく上で引き続き重要となると考えております。

農林水産省につきましても、例えばこの二年間を見ますと、政府全体の合理化の取組で確保した原資から、御指摘がございました食料安全保障の強化、あるいは防災・減災、国土強靱化、こういったものために百人以上、あるいは農林水産物等の輸出促進などの課題への対応も合わせると二百人以上の増員を措置し、本省、林野庁、水産庁の内部部局や植物防疫所、動物検疫所、漁業調整事務所などの部局につきましては、合理化分以上の増員を行い純増とするなど、めり張りのある定員配置に取り組んでいるところでございます。

今後とも、食料・農業・農村基本法の見直しも踏まえ、また、公務員制度改革に關します各方面における御指摘など



答弁する坂本人事統括審議官

も踏まえながら、デジタル技術の活用などで合理化が可能な業務や体制は合理化に取り組み一方で、農林水産行政が直面する各種の課題に的確に対応する上で必要な増員は確実に措置する、そういった基本姿勢の下、農林水産省からの御要求も踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 しつかりと取り組んでくださいというお話も何か聞こえてきたような気がしましたんですけれども、是非、これまでの取組も内閣人事局としてもやっていただいているようでありますけれども、もうまさしく、基本法の改正になって、改めるという状況でありますので、大臣の意気込みもお聞きいただいたわけでありますので、しつかりと内閣人事局も受け止めていただきたいというふうに思います。

次に、これも執行面の関係でありますけれども、土地改良事業について、実施をしていたらだいていのは、これももちろん建設業の皆さん方でありますけれども、これ上限規制が、物流関係同様、四月から、超過勤務でありますけれども、スタートしたわけであります。土地改良事業は元々、やはり水を落とすからとか、工期に制約がどうしてもあるということの、そういう中で工事をやっていたかないといけないということでありまして、工期をこれ適切に設定をするということとはこれももちろんでありますけれども、農水省としても必要な対策をこれやはり取っていかないと執行面で支障が出るということだと思っておりますので、農水省の対応をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（長井俊彦君） お答えいたします。

時間外労働の上限規制が建設業にも適

用されたことを踏まえまして、適正な工期の確保が重要であると考えております。農業農村整備事業直轄工事におきましては、原則、全ての工事を対象に、週休二日を前提とした工期の設定に取り組んでいるところであります。

また、昨年の七月には、適正な工期の確保に向けて取り組むべき内容を取りまとめた通知文を地方農政局等に発出し、取組の徹底を図っているところであります。具体的には、早期発注に努めるとともに、国債工事など複数年契約工事を積極的に導入するほか、工期短縮に資する新技術、新工法、プレキャスト製品の活用等に取り組むこととしていただいております。

工事の実施に当たりましては、受注者の意見も踏まえながら、引き続き適正な工期の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 これから、四月にスタートしたばかりで、今まさしくお話があったように、早期発注に向けていろいろと準備をしていたらだいているところだと思っております。実際の工事が始まってくれば、やはりいろんな御意見があると思っておりますので、是非丁寧に関係者の意見も聞いていただいて、やはり、予算を確保していただいても、実施につなげてちゃんといい工事をしていたらだかないとその成果がでないということでありまして、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に移らせていただきたいと思いますけれども、二十九条の關係で相当質問をさせていただきますので、農水省の対応をお伺いしたいと思います。

四十四条についてもお伺いしたいと思います。

農村政策、この中で、農地の保身に資

する共同活動の促進という条項が新たに追加をされたわけでありまして、これは具体的には多面的機能支払交付金の活用を指しているというふうにご考慮されるわけでありまして、先ほどの二十九条の保全ともこれは密接に関連をするものであります。

農地周りの末端の施設は、農家、地域の皆さんが共同をして、今、多面的機能支払、全国で約二百三十万ヘクタール、非常に、まあ五七%ぐらいだったと思えますけれども、この多面的機能支払交付金を活用して保全活動取り組んでいただいているわけでありまして。地震でありまして豪雨災害、この場合の復旧もこの交付金を活用して自ら行うことも可能になっておりますので、能登半島地震でも活用されているというふうにご承知をいただいているところであります。

改正案においてこのような活動の促進がしっかりと位置付けられるということ、全国各地の保全活動に御尽力をいただいている皆さんが、持続的な活動に向けて、大変重要であるというふうにご承知をいただいております。

多面的機能支払については、大変人気のある事業でありまして、全国どこに行っても、多分先生方も同じだと思いますけれども、是非続けてほしいんだという御要望をいただいているところでありまして。通常であれば、昨年度で多面的機能支払の第二期対策が五年になりまして、本年度から新たな三期対策がスタートするという状況でありましたけれども、この基本法の改正を踏まえてこれからやっていくということになっているわけでありまして。

新たな展開方向の工程表を昨年末に出されましたけれども、有機農業の取組面積の拡大でありますとか環境負荷の低減

に係る活動、そういう観点から、新たな仕組みを導入ということにされているわけであります。詳細は今後ということであると思いますが、今後の検討の方向について農水省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（長井俊彦君） お答えいたします。

多面的機能支払につきましては、人口減少でありますとか高齢化によりまして、共同活動や事務手続を中心的に担う者の減少等に伴います組織の弱体化や廃止等が課題となっております。

このため、令和七年度から始まる次期対策に向けましては、活動組織の広域化を図りつつ、県、市町村等の支援により、外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進することなどが必要と考えておりまして、こうした取組を通じまして共同活動が継続できるよう検討しているところであります。

また、環境負荷の低減を図ることは重要であるため、環境保全型農業直接支払及び多面的機能支払につきまして、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動推進といった観点から見直しを検討しているところであります。

宮崎雅夫君 何問か残してしまいましたけれども、時間になりましたので終わりたいと思います。

（以下略）

